

古代東アジア諸国におけるクラの用字

方 国 花

一、はじめに

クラを表す漢字には「倉」、「庫」、「蔵」などがある。「正倉」、「倉庫」、「書庫」、「文庫」、「金庫」、「経蔵」、「宝蔵」などの単語で使うことが多く、それぞれ用法が異なることが推測される。なお、中国では木の一種を表す「椽」字も古代日本ではクラの字として使用されていた。

物品の収納施設としてのクラは財政運営などと密接な関係があり、建築史、財政史、法制史など多くの方面から研究されている。だが、クラの用字に主眼点を置いた研究はあまりない。クラの研究において、形・音・義の三つの要素を持つ、表語文字となる漢字の中でどの漢字を当て、どのような使い分けをしていたかを考察することは、その運用や構造にも繋がる問題で、重要であると考えられる。

る。クラを表す漢字の使い分けについては、既に次のような研究がある。

養老令の「倉庫令」はクラに関する規定であり、「倉」、「庫」、「蔵」の字が頻繁に使われている。日本思想大系『律令』の該当条文の補注には、以下のような説明がされている。¹⁾

クラを表わす文字は、令では倉・蔵・庫などが用いられており、大蔵・内蔵など、調庸物や諸国貢献物を取めるクラには蔵、正税その他の米穀類を取めるクラには倉あるいは倉廩、兵器および文書を取めるクラには庫の字を用いるのが普通であって、これらを互いに混用することはあまりない。(中略)ただし二種以上のクラを総称する場合には、倉・倉庫などの語が用いられることが多く、倉庫令という場合の倉庫の語も、各種のクラの概称である。

この説を受けて、平野邦雄氏はさらに詳しい検討を行い、クラは稻・穀・粟などをおさめる「倉」、兵器・文書・書籍・布帛・宝物などをおさめる「庫」、おさめ、たくわえる意味から、クラの総称なしは上位概念として使われ、朝廷、つまり中央政府のクラである「蔵」に分類できると指摘している。

その後、武井紀子氏は日唐の「倉庫令」の条文における比較を通して、クラについて綿密な検討を行っている。氏は次のように述べている。^{注3}

倉庫令に「倉蔵」関連条文として定める倉庫は租（＝倉に収納）調庸（＝蔵に収納）の賦税収納施設であったと考えられる。（中略）「蔵」が禄の支給を媒介とする律令官人秩序編成の重要な施設として位置づけられるのである。ゆえに、「蔵」が倉庫令の雜物収納施設の中で一番重要な施設であり、その他の雜物「庫」がそれに準じる形で倉庫令内で位置付けられたのではなからうか。日本における倉・蔵・庫の収納施設の位置付けは、唐での収納施設の区分以上に、収納物の性格に由来するものであったのである。

即ち、「倉」、「庫」、「蔵」の使い分けは収納物の違いによるものか、

収納物の性格によるもので少し異なる意見は見られるが、武井氏の説は唐との律令条文の比較において得た結論で、一般論とは言えない。だが、これらの先行研究により、「倉」、「庫」、「蔵」の区別は収納物と関係があるということは言える。

ところが、古代日本においてクラを表す字は「倉」、「庫」、「蔵」だけでなく、「椋」字も用いられていた。「椋」字の用法に早くから目をつけた稲葉岩吉氏は、『三国志』『魏志東夷伝』の高句麗の一節に見える

国中邑落、暮夜、男女群聚、相就歌戯、無大倉庫、家家自有小倉、名之椋京。

という記述に注目して、「椋京」から「椋」の字ができたのではないかと仮説を立て、さらに、古代日本における「椋」（クラ）は百濟より、百濟は高句麗より影響を受けたとの指摘をしている。^{注4}

李成市氏は稲葉氏の説に賛成しながらも、氏の「椋」字が造字される経緯については具体的に触れていないことに不満を抱き、次のような説を立てている。^{注5}

椋京の「椋」の字の方は高句麗人たちがクラを意味する言葉の

音を写しています。一方、「京」の字には漢字自体にクラという意味があります。「桴京」はこのように、音「桴」と、訓（意味）「京」を合わせた語であるというふう⁵に仮定します。そして、いつしか高句麗人によってこの「桴」という字の「木」偏と下の「京」の字が合せられて、この「桴」という字になったと考えられます。

三上喜孝氏は日本の古代木簡における「椋」字の用法に注目し、七世紀から八世紀初頭の木簡には「椋」の字を使用した例がみられるが、八世紀以降の地方官衙の木簡では、「椋」の字は使われず、律令法が意識されて「倉」「蔵」「庫」が区別して使用されるようになると指摘している。^{注6}

市大樹氏はクラが「椋」字から「倉」「庫」「蔵」字へ転換されるようになった契機は、大宝元年（七〇二）の遣唐使の任命で日本は同時代の中国により直接的に向き合うようになった結果であるとしている。^{注7}

このように、クラを表す漢字「倉」「庫」「蔵」「椋」について言及したものは多いが、用字面での研究ではない。また、日中、或いは日韓の比較研究ばかりで、東アジアレベルでの総合検討がされていない。「椋」と他のクラの漢字との関係についても、三上氏、市

氏により少し述べられているだけで、その実態は明らかにされていない。本稿においては、古代東アジア諸国の出土文字資料を中心に、各国ではクラを表す漢字にどのような共通点相違点が見られるか、その実態に迫る。

二、使用実態

古代東アジア諸国におけるクラを表す字の使用実態を明らかにするにあたり、まず漢字の発祥地となる古代中国における標準的用法をみておく必要がある。次に古代日本、古代朝鮮半島という順番で述べ、最後に比較検討を行う。

1. 古代中国における使用

古代中国におけるクラの用字を見ると主に「倉」と「庫」が使われている。出土資料を用いる前にまず、古辞書における記述を確認しておく。

古辞書

『説文解字』（後漢の許慎撰、一〇〇年に完成）には「倉」に「穀蔵也」、「庫」に「兵庫蔵也」の注が見え、「倉」は穀物を入れるクラ、

「庫」は兵器を入れるクラとして使用していたことが分かる。

『玉篇』(梁の顧野王撰、五四三年に成立)の原本系は写本の一部しか残っていない。「倉」の記述はなく、「庫」の記述のみ確認される。

庫 口故反礼記在庫言庫鄭玄曰車馬兵革之藏也蔡雍月令章句審

五庫之量一曰車庫二曰兵庫三曰祭器庫四曰樂庫五曰宴器庫

釈名齊魯謂庫曰舍

いくつかの出典の記述を掻き集めた解釈となっているが、傍線部を見ると、収納物に車、馬、兵器、革、祭祀用の器、楽器、宴会用の器がある。また、「庫曰舍」の記述からは、「舍」が地上に建てられた建物を指すので、「庫」も同じであると考えられる。

少し時代が下って北宋のものとなる『広韻』(陳彭年等撰、一〇〇八年)には「庫」に「貯物舍也」の義注がついている。

以上の三つの古辞書における記述から、「倉」は穀物を貯蔵するクラで、「庫」は広く物品を貯蔵するクラであることが分かる。また、「庫」は地上に建てた「舍」であるが、「倉」は地下の窖、地上に建てたクラの両方ありうると考えられる。なお、「蔵」は「倉」と「庫」の記述に「(収納物)蔵也」と使われていることから、クラの総称だっ

たのではないかと推察される。では、実際の所はどうだったか、金石文や木簡など出土文字資料における使用例を確認してみよう。

出土文字資料

一金石文、竹簡・木簡などの出土文字資料は古代人の文字生活を知る生の資料である。中国には膨大な数の石碑、墓誌などの金石文の他、秦代、漢代、三国時代の竹簡・木簡も大量に発見され、注目されている。時代順に見ていこう。

中国湖北省雲夢縣睡虎地で発見された紀元前三世紀の竹簡群とみる睡虎地秦簡(雲夢秦簡とも言う)には次のような内容を持つ竹簡がある。^{注9)}

・入禾粟及為困倉

睡虎地秦簡は秦律の条文を多く残すが、これは倉律の条文の一部である。「困倉」は丸い形のクラをいい、この記述から「倉」は「禾粟」、即ち穀物を入れるクラであることが分かる。

次に、漢代の木簡群として有名な居延漢簡の用例であるが、「倉」は同じく穀物を入れるクラとして用いられている。該当箇所を記す。^{注10)}

・入穀 受城倉

「庫」の収納物が知れる例としては以下を挙げることができる。^{注11)}

・庫錢二千

・元壽六月受庫錢財物出入簿

二例とも錢を入れるクラとして使われている。佐原康夫氏は居延漢簡における

・直符一日一夜謹行視財物城內戸

・謹行視錢財物城內戸封皆完^{注12}

という記述に注目して、これを財庫の当直報告であるとし、「城内」もクラであるが、「庫」の規模のほうが大きいと述べている。^{注13}

次に、木簡ではないが、漢代の官印には次のように刻されたものが発見されている。^{注14}

・軍武庫印

これは刻された文字から軍の「武庫」を管理する部署の官印であったと考えられる。ここで「庫」は軍の武器を収納するクラとして使用されている。

なお、敦煌漢簡には以下のような内容を持つものが残されている。^{注15}

・入傳馬三匹皆牡 受郡庫

この「庫」は馬を入れるクラである。

一方で、居延漢簡には

・日直符倉庫戸封皆完

と書いた倉庫の当直報告と見られるものがあり、この「倉庫」はクラ全般を示すと考えられる。^{注16}

ここまでの用例で、「倉」と「庫」は収納物の違いにより使い分けられていることが分かる。一九九六年に中国湖南省長沙市で、これまでなかった三国時代の木簡が発見されたとして大きな注目を浴びている走馬樓具簡をみても同じ結果が得られる。

・其米十五斛六斗、四年十月十日付庫吏鄭黑。

・凡為布一匹一丈二尺、五年九月廿日付倉吏潘有。

嘉禾四年（紀元二三七年）の年紀を持つ右側の木簡の積文を見ると、これまでみてきた秦、漢代の簡牘とは違って、米は「庫吏」に付されて「庫」に収められたと解釈できそうだ。そして、嘉禾五年

の左側の木簡からは、布が「倉吏」に付されて「倉」に収められているようにみえる。だが、走馬樓木簡において「鄭黑」は「倉吏」

として、「潘有」は「庫吏」として記述される例が大多数で、積文が

間違っていると考えられる。陳榮傑氏はこれらの走馬樓木簡の図版

をよく観察した結果、積文は間違いで、右の例は「倉」に、左の例

は「庫」に直すべきであることを指摘している。この二例だけでなく、他の例も同じで、常に米は「倉」に、布、銭は「庫」に収めら

れ、その例外はないと述べている。^{注17}

その後の金石文の用例をみても、「倉」には穀物が取められる。隋

代の「大業五年納粟記甄」（六〇九）には「倉」の納入物として「粟」

が書かれている。^{注20}

が書かれている。

・大業五年十一月廿五日納在倉粟壹萬伍阡

唐代の「李輔光墓誌」(八一五)^{注21}には「弓箭庫」が見え、「庫」は武器も収めていたと見て取れる。

なお、「唐中岳永泰寺碑」(七五二)のような寺碑には「経藏」の用例が目立ち、経を収めるクラを「藏」で表記していたと考えられる。

このように、出土文字資料におけるクラ字の中で、「倉」と「庫」の用法は古辞書の記述と矛盾することなく、穀物は「倉」に、銭、布、馬や兵器などは「庫」に納められ、収納物の違いにより「倉」と「庫」が使い分けられていた。だが、クラの総称としては「藏」ではなく、「倉庫」が使用されていた。「藏」はクラとしての実際の使用例は少なく、仏教関連、或いは財物を入れるクラとして使用されることはあるが、使用範囲が限定されていたと考えられる。次に、日本の場合はどうだったか、古辞書の記述や木簡における用例から検討してみよう。

2. 日本

古辞書

日本の古辞書の中で、『和名類聚抄』(源順撰、九三四年前後成立)

にクラの字の用法も含めて分かりやすく記されているため、以下に該当箇所を挙げておく。

『和名類聚抄』(高山寺本)

倉廩 兼名苑云困唐韻云吉倫反又兼廩反上聲之重倉開口一名廩唐韻力稔反倉有屋曰倉也積名云

倉 七置反和名久良藏也藏穀物也

窖 四聲字苑云音教漢語抄倉一土中藏穀也

庫 唐令云諸軍器在音務漢語抄云背造棚閣和名太奈音安置別異土八毛能久良

これらの記述からクラには、穀物を蔵する「倉廩」「倉」、丸い形の「困」、屋のある「廩」、ツチクラと呼ばれる土の中に穀物を蔵する「窖」、軍器を納める「庫」があることが分かる。

また、『和名類聚抄』がその成立に重要な資料となった『色葉字類抄』(橘忠兼撰、一二世紀)^{注22}には、クラに次のような漢字が書かれている。

『色葉字類抄』(前田本)

倉 廩 困 藏一穀之 庫

「藏」の下に「藏穀之」の注がついていて、「藏」だけが穀物を入

れるクラであるように見えるが、『和名類聚抄』の記述を参考にすると、この注は上の「倉」「廩」「困」「蔵」全部にかかるもので、これらの四文字全部が穀物を蔵するクラであったとみるべきである。

ところで、古代日本においては中国と違って、「椋」もクラの字として使用していたと「はじめに」で述べたが、古辞書の記述をみると「椋」に「クラ」の訓は見当たらない。実際のところは^{注23}どうだったか、木簡で確認してみよう。

木簡

日本の古代木簡は中国とは異なっており、七、八世紀を主とする。木簡の用例の中にはこれまでみてきた「倉」、「庫」、「蔵」以外に「椋」もある。順番にみていく。

「倉」

日本の古代木簡における「倉」の用例を奈良文化財研究所の「木簡データベース」^{注24}で検索してみると、人名、地名など固有名詞が多い。中でも注目すべきは長岡京木簡にみえる讃岐国那珂郡の「金倉郷」という地名である。中国の木簡においては「金」と「庫」が一緒に使われ、「倉」ではなく「庫」の収容物に「金」が含まれていたが、日本の用例の場合は、地名であろうとも「金倉」の用例が見られるのは、「倉」の用法が中国と異なっていたからではないかと考えられる。即ち、古代日本における「倉」はその収納物に穀物だ

けでなく、金など物品も含まれていたと見て取れる。

収納施設としてのクラに関する用例には「正倉」（五例）、「義倉」（一例）、「米倉」（四例）のような主に穀物を入れるクラとしての用例が検出される。「米倉」には長屋王家木簡にキーホルダー木簡とされる、次のような用例が見える。^{注26}

- ・ 米倉鉤
- ・ 米倉鉤

表面、裏面とも「米倉」の「鉤」（カギ）と書かれていて、米を入れる「倉」を開け閉めする際に用いるクルルまたはカンヌキのカギに紐で繋げて使用していたものであると^{注27}考えられる。だが、「正倉」は現代まで残る正倉院からも分かるように、穀物だけを入れていたわけではない。

実は、雑物を入れる「倉」もあったのである。平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構から出土した題箋軸に次のように書かれたものがある。^{注28}

- ・ 北倉雑物帳
- ・ 天平八年二月十日
- ・ 雑物下帳
- ・ 双倉

また、正倉院には次のように書かれた題箋軸が残されている。

右の二点の木簡とも雑物の出納に関する帳簿を巻きつけたもので、その雑物は「倉」に納められていたと見られる。

「庫」

「庫」は「木簡データベース」で検索すると全部で一五例検出されるが、中世以降の用例が五例ある。古代の全一〇例の中、「庫」の一字しか判読できないのが一例あるほか、九例が「兵庫」である。兵器のクラという意味で使われたと思われる例は一例のみである。^{注29}残り八例は全て律令制における官司としての「兵庫」の例であるが、兵器を管理する部署なので、「庫」は全例が兵器のクラとして使用されていたと言える。

「蔵」

「蔵」は飛鳥池遺跡から出土した木簡に次のように書かれたものがある。

・ ○経蔵益

経を入れるクラ（蔵）の「益」（「益」の略字、カギ）^{注30} という意味で、これもキーホルダー木簡とされている。^{注31}

平城宮木簡には右の飛鳥池木簡とは違うものを納めていた「蔵」の用例が見られる。

・ 中蔵錢并繩

この木簡は「中蔵に納められた錢と繩の付札」と^{注32}とされていて、「蔵」

の収納物は錢、繩のような物品であったことが分かる。

「椋」

前述のように、中国では木の一種としてしか用いない「椋」字を古代日本では「クラ」と読む字として使用していた。「木簡データベース」での検索結果をみると、固有名詞の例が多い。特に「椋人」の例が一九例と最も多いが、これは「倉人」（二三例）、「蔵人」（四例）と同じ読みを持つ。また、「御倉」（五例）^{注33}と同じ読みを持つ「御椋」も一例あり、「椋」は「倉」、「蔵」と同訓異表記であると考えられる。

なお、「椋人」の氏姓は『新撰姓氏録』第二卷「右京諸蕃上」に「阿祖使主男武勢之後也」とある。「阿祖使主」は「古事記」の応神天皇条にみえる百濟王が大和朝廷に牡・牝馬を献上するのに付した使者「阿知吉師」（「古事記」）^{注34}と同一人物とされ、百濟からの渡来人であると考えられる。

このように、古代日本においては「倉」、「庫」、「蔵」、「椋」がクラを表わす字として使われていた。「倉」には穀物だけでなく、広く物品を納める、現代の倉庫に通じる総称としてのクラであったと考えられる。「庫」は主に兵器を入れるクラを表すのに使用していたのであろう。「蔵」は平城宮木簡にその用例が見られるのと、信仰に^{注35}関わる経を入れるのに用いていることから、平野氏の指摘通り中央

におけるクラである一方、何か貴重なものを納める、他のクラ字とは位相の異なる字であったのではないかと思われる。「椋」は「倉」にも「蔵」にも入れ替えることのできた字であったが、これは朝鮮半島の影響が考えられる。次に、朝鮮半島におけるクラの用字を検討してみよう。

3. 朝鮮半島

古代朝鮮半島においても古代日本と同じく「椋」をクラの字として使用していたが、現段階ではまだ「倉」「蔵」の用例はなく、「椋」の用例しか確認できていない。朝鮮三国、高句麗、百濟、新羅における用例を逐一みていこう。

高句麗

北朝鮮の平安南道大安市徳興里から発見された古墳の壁画に墨で書かれた文字が残されているが、これを「徳興里古墳墓誌銘」(四〇九年築造)と呼んでいる。この墓誌銘の最後の部分に「椋」字が見える。文章が長い^{注36}ため、該当箇所のみを挙げておく。

造藏萬功日煞牛羊酒六米祭

不可盡掃且食塩鼓食一椋記

之後世萬寄無疆

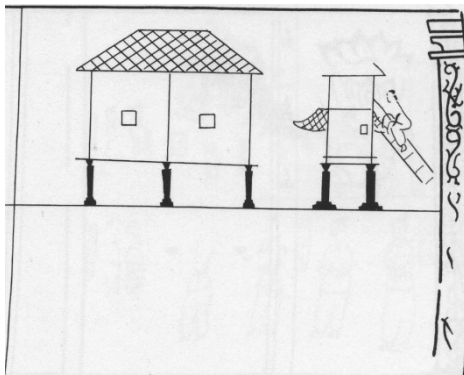


図1 徳興里壁画古墳におけるクラ

ここで「椋」字は前後の文脈から考えると、中国の規範的用法となる木の一種としてではなく、クラの意味で使われている。傍線部をみると、調味料となる塩、鼓(大豆で作った味噌に近いもの)、食材などが「椋」に貯蔵されていたであろうことが窺える。

一方で、徳興里古墳の壁画には図1のようなものが描かれている場面があり、左側の高床式の建物がクラとされている。「椋」^{注37}との関連が想定できる。この「椋」の用法、そして高床式という構造上の特

徴は古代日本と共通している。

百済

高句麗だけでなく、百済にも「椀」の用例が確認される。六世紀のものとしてされる扶余陵山里寺址出土木簡には次のように書かれたものがある。

・三月仲椀内上丑

平川南氏はこの木簡の「丑」のように書かれた字を「𠄎」の略字とみて、「三月に仲(中)の椀の内に、上納した「丑」に付せられた付札である」としている。^{註38} また、七世紀半ばのものとされる扶余双北里遺跡出土木簡には次のように書かれたものがある。^{註39}

・外椀ア鐵

・代錦十兩

この木簡は、百済の「内官一二部の中の一つである「外椀部」から鐵の代価として地方から進上して倉庫に納めた「綿一〇兩」につけた荷札木簡」とされている。^{註40} この木簡に使われている「部」の略字「ア」は、古代日本では七世紀を中心に使用されていて、「椀」の用法と共に百済の影響が考えられる。

新羅

新羅においても「椀」をクラの意味で使用した例がある。八世紀前半のものとされる慶州皇南洞遺跡出土木簡に以下のように書かれ

たものがある。

・五月廿六日椀食 下椀

・仲椀有食卅二石

「仲」、「下」にある「椀」に納入した「食」に関する記録簡であると考えられる。この「食」は「食料」とされていて、^{註42}「椀」には食料も納められていたとみることができるとみられる。

また、慶州の雁鴨池遺跡からは「椀司」と墨書された硯が出土していて、クラの司に関するものであるとみられる。

このように古代朝鮮半島においては、高句麗、百済、新羅の三国とも「椀」をクラ字として使用した例が見られ、穀物、食料、調味料などがその収納物として挙げられる。ところが、クラ字には「椀」だけが用いられていて、「倉」「庫」の例は出土資料においては未だに確認できていない。韓国忠清南道泰安郡の近隣海域から水中発掘で発見された高麗時代の木簡「馬島一号船木簡」にも「椀長」の用例が見られ、「倉」「庫」の用例は見当たらない。だが、同じく高麗時代の文献資料となる『三国史記』（金富軾撰、一一四五年完成）、『三国遺事』（然撰、一三世紀末）には「倉」「庫」の用例が見られる。その後の『訓蒙字会』（崔世珍著、一五二七年完成）にはクラの意味を持つ字に「倉」「庫」「簍」だけが記され、「椀」はないことから、「椀」をクラ字として使用する用法は高麗時代まで続いていた

とみることができる。

三、まとめ

以上のように、クラの用字は古代中国、日本、朝鮮半島で共通点もあるが、相違点も見られる。クラと物品との関係で見ると、古代中国においては穀物は「倉」に、物品は「庫」にと使い分けていたが、古代日本の場合は穀物だけでなく物品も「倉」に入れ、「庫」は主に兵器を貯蔵するクラとして使用していた。これは、クラの総称として古代中国では「倉庫」、古代日本では「倉」を使用していたことに起因すると考えられる。

「椶」は古代中国とは違って、古代日本と朝鮮半島に共通の用法が見られるが、日本における「椶」をクラを表す字として使う用法は、先行研究の通り、朝鮮半島の影響とみて間違いなからう。しかし、古代日本において、中国から律令制度を導入してからは、クラを表記するのに「椶」は不適切と判断してか、その使用を辞めるようになった。古辞書に「椶」をクラとする記述が見られないのはその傍証とならう。ただ、先行研究での指摘のように、「椶」が「倉」、「庫」、「蔵」へと使い分けられるようになったと考えるのではなく、クラ一般を示していた「椶」の用法は「倉」に変わり、需要によつ

て「庫」と「蔵」が付け加えられたと考える。納められていた物品がその根拠となる。この点に關しては、『訳注日本律令』「厩庫律」一九に見える唐律と日本律の対応文の違いが興味深い。註

唐律

疏義曰、倉、謂貯之屬。庫、謂貯器仗綿錦之類。

日本律

倉、謂貯稻粟麦鹽之屬。庫、謂貯器仗綿繩之類。

日本律においては、唐律の「倉」の貯蓄物の項目を少し変えている。「粟麦」に稻を足して「稻粟麦」としているが、これは穀物の総称としての「粟」を「アワ」とのみ受けとめたことによると考えられる。また、唐律にはない塩も追加しているが、これは古代日本において塩をも「倉」に貯蔵する習慣があったからであろう。塩は高句麗の墓誌銘で確認したように、「椶」の収納物の一つであったが、日本との共通性が伺える。即ち、古代日本には中国からの新しい文化が入る前、高句麗の用法が伝わっていて、「椶」をクラ字として使用していたと考えられる。恐らく、古代日本においても「椶」に穀物だけでなく塩などのような調味料、食料、生活用の物品など様々なものが納められ、クラの総称として「椶」を使用していたが、律

令制の導入と共に中国の「規範的」文字用法が伝わり、「椋」に替わる字として「倉」を当てて使用するようになったのであろう。一方で、「倉」だけでは律令制における様々な形態のクラを表わすのに不十分なため、「庫」「蔵」も一緒に使用するようになったと推測する。

〔附記〕本稿は二〇一三年一〇月九日のあいち国文の会における口頭発表「古代東アジア諸国における「クラ」の用字」の原稿を基に、若干の補訂を加えて成稿したものである。

奈良文化財研究所 アソシエイトフェロー 方 国花（ほう こっか）

注

- (1) 日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年） 「倉庫令」（関晃代担当）補注1
- (2) 平野邦雄「クラ（倉・庫・蔵）の研究―大宰府、郡家の発掘調査によせて―」（九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』上、吉川弘文館、一九八三年）
- (3) 武井紀子「日唐律令制における倉・蔵・庫―律令国家における収納施設の位置づけ―」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』

- 山川出版社、二〇〇八年）
- (4) 稲葉岩吉「百済の椋及び椋部」（『釈椋』大阪屋號書店、一九三六年）
- (5) 李成市「古代朝鮮の文字文化―見えてきた文字の架け橋―」（平川南編『古代日本 文字の来た道』大修館書店、二〇〇五年）
- (6) 三上喜孝「韓国出土木簡と日本古代木簡―比較研究の可能性をめぐって―」（朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』雄山閣、二〇〇七年）
- (7) 市大樹「都の中の文字文化」（『歴博国際シンポジウム「古代日本と古代朝鮮の文字文化交流」二〇一二年二月一日』）
- (8) 『中華民国国立故宫博物院藏原本玉篇』「零簡」（椋伽林、一九九四年）
- (9) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九七七年、404）。アラビア数字は通し番号。以下同じ。
- (10) 甘肅省文物考古研究所『居延新簡』（文物出版社、一九九〇年、2120）
- (11) 中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡―甲乙編』（中華書局、一九八〇年）。通し番号は右から173・32、286・287がある。
- (12) 中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡―甲乙編』（前掲注11）。通し番号は右から32・45、266・16。

- (13) 佐原康夫「漢代郡縣の財政機構について」(『東方学報』六二、一九九〇年三月)。氏は「臧」を「蔵」の略字とみている。
- (14) 羅副頤『秦漢南北朝官印徵存』(文物出版社、一九八七年、143)
- (15) 甘肅省文物考古研究所『敦煌懸泉漢簡釋文選』(二〇〇〇年、158)
- (16) 中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡—甲乙編』(前掲注11、72・6)。
- (17) 中国文物研究所、北京大学、長沙市文物考古工作队編『長沙走馬樓三国吳簡・嘉禾吏民田家刻』(文物出版社、一九九九年、4・217)。
- (18) 中国文物研究所、北京大学、長沙市文物考古工作队編『長沙走馬樓三国吳簡・嘉禾吏民田家刻』(前掲注17、5・752)
- (19) 陳榮傑「走馬樓吳簡田佃、賦稅詞語匯考」(中国西南大学学报 博士学位論文、二〇一二年四月提出)
- (20) 積文は京都大学人文科学研究所「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」(代表：安岡孝一) (<http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/djvuchar>) による。次の唐代の金石文の例も同データベースによる。
- (21) 全称は「唐故典元元從正議大夫行内侍省内侍知省事上柱國

賜紫金魚袋贈特進左武衛大將軍李(輔光)公墓誌銘(字君肅)」である。

(22) 峰岸明「前田本色葉字類抄と和名類聚抄との関係について」(『国語と国文学』四一、一九六四年一〇月)。

(23) 『和名類聚抄』には「掠」に「牟久(ムク)」の訓が見える。観智院本「類聚名義抄」には「掠」に「音良一名棟 カスム シトミ」の注が見え、「棟」に「ムク」の訓が見えることから、「掠」も「ムク」の訓を持つと見ることが出来る。ただ、「カスム」という訓は手偏の「掠」の訓とするのが正しく、ここにおいては木偏と手偏が混用されていると見なすべきである。古代においては木偏、手偏、牛偏は混用されることが多かった。詳細は犬飼隆『木簡による日本語書史(二〇一一年増訂版)』(笠間書院、二〇一一年)を参照すること。

(24) 奈良文化財研究所「木簡データベース」<http://www.nabunken.jp/Open/mokkan/mokkan2.html>

以下、日本の木簡の用例は、同データベースによる。

(25) 向日市教育委員会編『長岡京木簡』一(向日市教育委員会、一九八四年)の一〇六号木簡と向日市教育委員会編『長岡京木簡』二(向日市教育委員会、一九九三年)の五七二号木簡の計二点の木簡に「金倉郷」の用例が見える。

(26) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五
(一九九〇年、224)

(27) 「鈎」の解釈については、拙稿「古代東アジア各国における
「カギ」の漢字表記(下)―「鎖」「鍵」「匙」「鉤」―」(愛知県
立大学大学院国際文化研究科論集』第一四号(日本文化専攻編
第四号)、二〇一三年三月) 参照。

(28) 奈良文化財研究所『平城京木簡』三(二〇〇六年、4997)

(29) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』六
(一九六八年、46)。「従兵庫持来」と書かれたこの木簡は、官司
としての「兵庫」の可能性もなくはないが、素直に兵器のクラと
読んでおく。

(30) 犬飼隆「木簡による日本語書記史(二〇一増訂版)」(前掲
注23) 参照。

(31) 奈良文化財研究所「飛鳥藤原京木簡」一(二〇〇七年、238)

(32) 奈良文化財研究所『平城宮木簡』四(一九八六年、467)

(33) 「木簡データベース」では六例検出されるが、中世の例が一
例含まれていて、本稿で対象とする古代は五例である。

(34) 「阿祖使主」は栗田寛の「摂津諸蕃に蔵人、云々阿智王之後
也、あるに引き合わせて、阿祖は阿智の誤りなる事知るべし」
〔『新撰姓氏録考証』下、一九〇一年〕という説に従うと、「阿智

王」の後裔である。「阿智王」は「阿知使主」、「阿知吉師」と同
一人とされている(竹内理三他編『日本古代人名辞典』第一巻、
一九五八年、「阿智王」の項)。また、『日本書紀』の応神天皇条
に見える良馬を献上した使者、「阿直伎・阿直岐」とも通じる
人物である。

(35) 平野邦雄「クラ(倉・庫・蔵)の研究―大宰府、郡家の発掘
調査によせて―」(前掲注2)

(36) 詳しくは鄭燦永「徳興里壁画古墳の文字について」(朝鮮民
主義人民共和国社会科学院朝鮮画報社編『徳興里高句麗壁画
古墳』、講談社、一九八六年) 参照。

(37) 鄭燦永「徳興里壁画古墳の文字について」(前掲注36)。本来
は壁画の図を載せるべきであるが、不明瞭で分かりにくいため、
鄭氏のイラストを挙げておいた。李鎔賢「韓国木簡基礎研究」
(서지학, 二〇〇六年) においては、徳興里壁画古墳に見える高
床式のクラを「椀京」としている。

(38) 平川南「正倉院佐波理加盤付属文書の再検討」(『日本歴史』、
二〇一〇年一月)

(39) 釈文は伽耶文化財研究所編『韓国木簡字典』(伽耶文化財研
究所、二〇一一年) による。次の新羅の木簡の釈文も同書によ
る。

- (40) 朴泰祐「木簡資料를 통해 본 泗泚都城의 空間構造」(『百濟學報』創刊号、二〇〇九年)。
- (41) 拙稿「古代朝鮮半島と日本の異体字研究―「部」の異体字を中心に―」(遠山一郎・丸山裕美子編『いくさの歴史と文字文化』三弥井書店、二〇一〇年三月)。
- (42) 李鎔賢「韓國木簡基礎研究」(前掲注37)
- (43) 律令研究会『訳注日本律令』二(東京堂出版、一九七五年)